

吹屋町第三街区

再開発組合について

吹屋町第三街区組合ですが、総事業費約七十一億円、そのうち国県市の補助金が約二十億円ですが、理事長は、「事業申請を行った覚えがない、補助金も見たことがない」と称していますから、理事長の答弁が事実とすれば、「申請書類・補助金申請書の是非論」にまで発展しかねない重大な事態と指摘をしておきます。

資金流用と印鑑の問題

土地斡旋に關係して、契約書が取り交わされたり、資金の貸借も行われていますが、これらの一契約書について、責任者が契約行為そのものを、「覚えてない」とか「印鑑を押してない」など書類が存在しています。それが印鑑を押したのかを調査中ですが、一つの問題は、土地売買契約や資金貸借について、それぞれ関係する組織の役員会で、相

談・協議して、契約が行われたのかどうか、大いに疑問です。

なお、印鑑については、A氏が責任者になつてきました。全体準備組合と商業開発（株）の印鑑は、A氏個人しか押せない管理であり、その他の人が代表者であった、中央街区組合、第三街区組合、中央開発（株）などの印鑑は、全体準備組合の事務局が預かっていたというケースのようです。

熊谷組の果たした役割

再開発事業を、すべて、請け負ったデベロッパーです。権利者への指導、計画段階からの組合への指導、資金の確保から使用の仕方、テナントの誘致、保留床の処分、全事業に責任をもって推進してきたともいえます。この企業が、特別委員会に何度も呼び出しても、出てきません。弁護士のみを来さすという言い分、どうかしていると思える。また、熊谷組関係者にはどうしても委員会に出てきてもらいう必要性があります。

平成九年七月には、「中央街区組合に資金不足が生じている」ことを承知していたのは事実であり、そのことを表面化しないで、組合の求めに応じて、事業の推進を行ってきた責任は重大です。

その上に「あまりおもしろくないことを、だれが印鑑を押したのかを調査中ですが、一つの問題は、土地売買契約や資金貸借について、それぞれ関係する組織の役員会で、相

津山市の行政指導と問題点

津山市には、再開発組合に対する、指導、助言を行い、適正に補助金を使途させる責任もあり、保留床購入の相手でもあることから、その果たすべき責任はあるはずです。再開発事業を実施するにあたり、組合幹部やデベやコンサルが「どんな場合でも権利は永久に保障される、安全である」とか「床と土地をもつておれば永久に賃料は保障する」「仮に、失敗しても行政が認めた事業だから安心してもよい」という意味合いの説明をしたときに、説明会で否定をしなかつたという実態が明らかとなりました。

次から次に、議会に報告して議決してくれますか」との考え方で、資金不足のことを報告しないままに、再開発補助金にかかる予算を議